

特別警報及び警報発令時(非常変災時)の対応について

保護者の皆様には、いつも本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、下記のとおり対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 警報発令時とは、次のことを指します。

新居浜市に**特別警報**または**警報**(波浪警報・高潮警報を除く)が発令された場合に
限定する。(愛媛県全域・東予地方全域・東予東部地方全域の場合も含む)

※ 普段午前7時前に自宅を出発している児童は、台風が近付いている場合等、
午前7時までは出発しない。

2 警報発令時の対応

(1) 午前7時の時点で「1」の警報が発令されている場合は【**自宅待機**】とする。

(2) 午前11時の時点で警報が継続している場合は【**臨時休業**】とする。

(3) 午前7時～11時に警報が解除された場合は【**午後から授業を実施**】とする。

※ 児童は昼食をとってから、午後1時までに登校する。(5時間遅れの集団登校)

3 連絡事項

(1) 警報発令時等に学校から連絡を行うときは、「tetoru」で行います。

(2) 対応につきましては、惣開小ホームページにも掲載しています。

(3) 学校への直接の問い合わせはご遠慮ください。

(4) 授業中に警報が発令された場合は、西中と情報交換等を図り、下校時刻・
下校方法について決定し、「tetoru」で連絡します。